

## 別紙①

- 経歴書（様式3号）（写し可）
- 印鑑証明書（写し可）
- 登記事項証明書（写し可）・・・法務局が発行するもの。
- 貸借対照表・損益計算書（写し可）・・・申請日の直前2年の各事業年度に関するもの。  
※新型コロナウイルス感染症の影響を受けていた場合は、申請日の直前4年の各事業年度に関するものでも可とする。
- 納税証明書（写し可）
  - ア 市内に本店を有する者  
鳴門市が発行する法人市民税・法人の固定資産税（法人のみ）又は市民税・固定資産税（個人のみ）についての納税証明書
  - イ 市外に本店を有する者で鳴門市の支店・営業所等に、取引に係る権限を委任する者  
鳴門市が発行する法人市民税・法人の固定資産税（法人のみ）  
※鳴門市の課税分だけで結構です。
  - ウ 市外に本店を有する者で、鳴門市内に支店・営業所がない者  
本店所在地、あるいは委任先を設けた場合にあっては当該委任先についての法人市町村民税・法人の固定資産税（法人のみ）又は市民税・固定資産税（個人のみ）についての納税証明書
- 使用印鑑届（様式4号）（原本）
  - (1)「届出者」欄  
営業の本拠となる本社、本店に関する事項を記入し印については実印を押印すること。
  - (2)「使用印鑑」欄  
鳴門市と契約の締結、代金の請求及び受領その他の一切の商取引に使用する印鑑を押印すること。※社判は不可。
- 鳴門市暴力団等排除措置要綱に基づく誓約書（様式5号）（原本）
- 特約店証明書又は代理店証明書（写し可）  
仕入先の特約店又は代理店として市との取引を希望する場合には、その仕入先が証明した特約店証明書又は代理店証明書
- 営業に関する許可、認可等の証明書（写し可）  
提案事業に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合にあっては、これらを受けていることを証明する書面
- 委任状（様式6号）（原本）  
鳴門市と契約の締結等につき支店、営業所等に属するものを代理人に選任する場合にあっては、資格の有効期間を通じての委任状を提出すること。